

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一岐阜県立希望が丘こども医療福祉センターの項中「第四十三条第二号」を「第四十三条」に、「医療型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 説 明

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。

